

令和 7 年（フ）第 9 0 号

富山市布目1555番地の 9

破産者 有限会社ユーコス興産

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

富山地方裁判所民事部

令和 5 年（フ）第 1 2 9 号

富山県氷見市上泉64番地

破産者 有限会社サンユー

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

富山地方裁判所高岡支部

令和 8 年（フ）第 3 2 号

静岡県富士市石坂622番地の11

破産者 株式会社プレジャー

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所富士支部

令和 7 年（フ）第 8 0 3 号

名古屋市長区四本木607番地の 1 S h a r i o 101号

破産者 新井 達也

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第 2 部

令和 6 年（フ）第 8 0 号

兵庫県伊丹市寺本三丁目194番地

破産者 有限会社瓜生興業

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和 7 年（フ）第 2 6 6 号

兵庫県川西市矢間三丁目 2 番18号

破産者 合同会社ネクシャ

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和 7 年（フ）第 3 1 2 号

兵庫県加古川市別府町別府711番地の 8

破産者 新居 太蔵

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所姫路支部

令和 7 年（フ）第 3 7 9 号

北九州市小倉北区下富野三丁目 4 番54号

破産者 株式会社 N E X T R A Y

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 27 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第 1 民事部

令和 8 年（フ）第 5 2 0 号

東京都調布市佐須町二丁目41番 1 号

破産者 株式会社メルトテクノス

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 5 2 1 号

東京都府中市栄町 1 丁目 5 番地の 4 第 1 栄町レジデンス201、破産手続開始決定時の住所東京都府中市若松町 1 丁目18番地の12若松コーポ201

破産者 八町 綾生

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 5 2 2 号

東京都調布市飛田給 3 丁目21番地 1 白樺荘 101

破産者 宇山由美子

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 6 7 9 号

東京都国分寺市新町三丁目11番地33

破産者 鈴木 優希

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 6 9 0 号

東京都日野市日野台 5 丁目 3 番地の 1 メゾン・ド・ノア日野台238

破産者 今野 恵

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 8 年（フ）第 7 2 5 号

東京都町田市金井ヶ丘 2 丁目 1 番20号アピタシオン壱番館101

破産者 本澤 侑也

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

令和 7 年（フ）第 6 4 号

金沢市中屋 2 丁目88番地 1

破産者 株式会社かづ美

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

金沢地方裁判所民事部

令和 8 年（フ）第 4 8 号

三重県四日市市久保田二丁目10番13号 T O Y O T A a c t i o n B u i l d . 707

破産者 原 節子

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和 6 年（フ）第 3 9 9 号

滋賀県彦根市地蔵町210番地

破産者 彦根相互トラック株式会社

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大津地方裁判所民事部

令和 8 年（フ）第 3 6 4 号

京都府京田辺市大住関屋31番地 4 喜多源第一マンション 2 ー18、登記簿上の所在地京都府京田辺市大住関屋31番地 4 喜多源マンション218

破産者 株式会社スリーエス

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第 5 民事部破産係

令和 8 年（フ）第 3 6 5 号

京都府八幡市八幡女郎花86番地の 1 ハイツ雅 B 棟201号

破産者 株式会社 G t r a d e

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第 5 民事部破産係

令和 8 年（フ）第 7 5 号

奈良県大和郡山市馬司町642番地の 2

破産者 有限会社大和漬物

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

奈良地方裁判所破産係

令和 7 年（フ）第 6 1 9 号

熊本県上益城郡甲佐町下横田1567番地 2 号

破産者 株式会社百叶運送

- 1 決定年月日 令和 8 年 8 月 28 日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

熊本地方裁判所民事第 1 部破産再生係